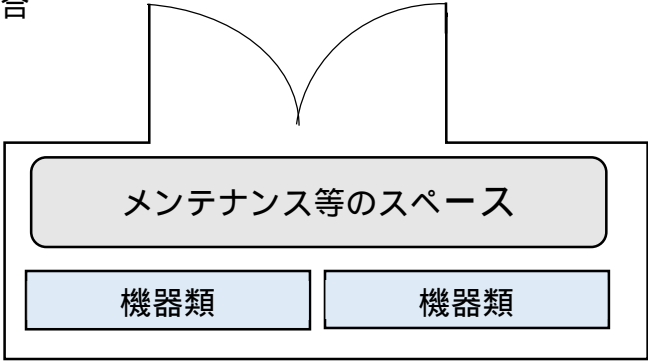
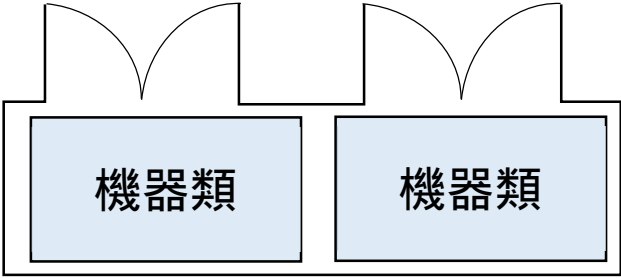


雑則	法第 2 条第 1 号	作成（改訂）日
	建築物の定義	令和 4 年 3 月 1 日
貯蔵槽その他これらに類する施設の取扱いについて		
携帯電話の通信基地に設置される通信機器収納施設、デジタルテレビの中継施設、受水槽の下部に設けるポンプ室、サーバー設置ボックスなどのうち、内部に人が立入り通信機器のメンテナンス等を行うものは原則として建築物として扱い、外部からメンテナンス等を行うものは建築物として扱わない。		
□ 建築物として扱う場合  人が内部においてメンテナンス等を行う機器収納施設の例		
□ 建築物として扱わない場合  外部からメンテナンス等を行う機器収納施設の例		
技術的助言など		
参考文献など	2022 年度版 建築確認のための 基準総則集団規定の適用事例 P26、P27	